

～ 小売業、社会福祉施設、飲食店などの事業主の皆様へ ～

労働災害防止のため

「安全推進者の配置」

が必要です！

下松労働基準監督署

小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業においては、労働安全衛生法(以下、「法」という)に基づく、安全管理者の選任や安全衛生委員会の設置が義務付けられていないことから労働災害が多発しています。

当署の労働災害の発生状況をみますと、平成22年から平成26年までの5年間に発生した労働災害689件のうち、約半数の310件が第三次産業において発生しており、これらの業種における安全管理体制の構築が急務となっています。

そこで、厚生労働省では、これらの業種に対して、安全管理体制を充実させ、労働災害防止活動の実効性を高める趣旨で、「労働安全衛生法施行令(以下、「令」という)第2条第3号※に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を、平成26年3月に策定しました。詳細は裏面を参照してください。

該当事業場では、労働災害を防止するために本ガイドラインに沿った積極的な取組を実施してください。

※令第2条第3号に掲げる業種とは

令第2条	該当する業種	労働者が常時50人以上	労働者が常時10人以上49人まで
第1号	林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業	安全管理者 選任義務あり (法第11条)	安全衛生推進者選任義務あり (法第12条の2)
第2号	製造業、電気業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	上記以外の業種 (裏面の《対象事業場》参照)	安全管理者 選任義務なし	安全衛生推進者選任義務なし (法第12条の2) ※衛生推進者の選任は必要です。

《対象事業場》

令第2条第3号の業種であって、常時10人以上の労働者を使用する事業場とする。
中でも、第12次労働災害防止計画で労働災害削減の目標を掲げた、

- ① 小売業(各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。)
- ② 社会福祉施設
- ③ 飲食店

《要件》

- ・事業場内で取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置する。
- ・常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。
 - ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)
 - イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

《配置》

- ・原則として、事業場ごとに1人以上配置する。
ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲において、一定区域内の複数の事業場で1人の安全推進者を配置することとしても差し支えない。

《職務》

I 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理・整頓・清潔・清掃(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

II 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、
荷物の運搬等作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

III 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成
及び労働基準監督署長への届出 等

《周知》

- ・安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知する。

安全推進者 氏 名	
--------------	--